

酒田市市有施設太陽光発電設備導入調査業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市は、第3期酒田市役所環境保全実行計画－酒田市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】－において、事務事業に関する温室効果ガス排出量を2013年度比で36.2%削減することに取り組んでいる。その一環として、太陽光などの再生可能エネルギーの導入を推進している。

市有施設への太陽光発電設備の導入については、政府が掲げる「2030年度までに設置可能な建築物等への設置率50%」という目標達成に向けて取り組む必要がある。本業務は、市有施設への太陽光発電およびその他再生可能エネルギー設備の導入可能性を調査し、効率的な導入に向けた基礎資料を作成することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

酒田市市有施設太陽光発電設備導入調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年1月16日 まで

3 提案上限額

10,010,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。

4 担当部署（各書類提出先及び問合せ先）

酒田市企画部企画調整課

所在地 〒998-8540 山形県酒田市本町2丁目2番45号

電 話 0234-26-5704

電子メール kikaku@city.sakata.lg.jp

担 当 森 聡

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、共同企業体については、以下の①から④の要件を構成員の全てが満たし、⑤の要件は構成員のいずれかが満たしていること。また、共同企業体の構成員は、単独での応募又は他の共同企業体の構成員として、重複して応募しないこと。

- ① 令和7・8年度酒田市競争入札（見積）参加者登録簿（物品・役務・賃貸借）の業種コード115「調査・研究、コンサルティング」細目コード2「コンサルティング」において登載され、山形県内に本社・営業所等を有すること。
- ② 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ③ 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成29年告示580号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種業務又は類似業務を、本社が東北管内又は新潟県内で受注し、かつ、履行した実績を有していること。また、営業所等での参加の場合は、本社、他営業所等において同種の業務又は類似の業務を、東北管内又は新潟県内で受注し、かつ、履行した実績を有していること。なお、同種業務とは、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査業務とする。

6 参加表明手続

本プロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり関係書類を提出すること。

（1）提出書類

① 参加表明書（様式1）

共同事業体による応募の場合は 参加表明書兼共同事業体届出書（様式2）

② 会社概要書（様式3）

※共同事業体による応募の場合は、共同事業体及び構成員ごとに作成すること。

③ 業務実績書（様式4）

※共同事業体による応募の場合は、共同事業体及び構成員ごとに作成すること。

（2）提出期限

令和7年6月30日（月）正午（必着）

（3）提出場所

「4 担当部署」のとおり。

（4）提出方法

持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時及び最終日は正午まで）又は郵送（書留郵便）の場合は、6月30日（月）正午までに必着すること。

（5）参加資格の確認及び結果通知

参加表明書等の提出書類に基づき、参加資格の有無について確認を行い、その結果について、令

和7年6月30日（月）までに次に掲げる事項を記載した参加資格確認通知書を、電子メールにより通知する。

① 参加資格があると認めた者（様式5の1）

参加資格があり、企画提案書の提出を要請する旨

② 参加資格がないと認めた者（様式5の2）

参加資格がない旨及びその理由

7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

（1）提出書類

企画提案書（様式9）に下記の添付書類を付して提出すること。

① 企画提案書（様式任意）

ア 企画提案書（様式9）を表紙とし、目次、本編で構成すること。本編は、「9 企画提案の審査（3）評価項目及び評価基準」に示す内容を記載し、評価対象項目の記載場所を明確にすること。また、企画提案書の記載内容は、責任を持って実行可能な内容とし、これら内容を説明できる具体的な根拠を必ず示すこと。

イ 企画提案書は、A4版縦、横書き、左綴じ、両面印刷とし、専門的な知識を有しないものでも理解できるよう表現すること。ただし、図表等の表現の都合上、必要がある場合は、部分的に用紙の方向を変更することや、A3判（折り込み）の用紙を用いることは差し支えない。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

ウ 企画提案書の枚数は、20ページ以内とする。ページ番号は、目次を除いた部分を通し番号とし、項目毎にページ番号を区分しないこと。

エ 提案者は、1つの提案しか行うことができない。

② 業務実施体制書（様式10）

③ 業務工程表（様式任意）

④ 見積書（様式11）

見積の総額及び内訳について、作成すること。

（2）提出期限

令和7年7月14日（月）正午（必着）

（3）提出場所

「4 担当部署」のとおり。

（4）提出方法

持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時及び最終日は正午まで）又は郵送（書留郵便）の場合は、7月14日（月）正午までに必着すること。

（5）提出部数

提出書類それぞれ正本1部、副本10部（副本については、企画提案者が特定できないような記載とすること）のほかに、全ての提出書類の電子データ（PDFファイル形式）を記録した電子媒

体（CD-RまたはDVD-R）を1部提出するものとする。

（6）企画提案書等提出書類の取扱い

- ① 提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市の判断により、記載内容の確認、資料の補正等を求めることがある。
- ② 提出された企画提案書は、プロポーザル方式による受託候補者の特定のために使用し、また複製等を行うことができるものとする。
- ③ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ④ 提出された企画提案書は、酒田市情報公開条例（平成17年条例第19条）第5条第1項に基づく公文書の公開請求があった場合は、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、開示するものとする。

8 質疑・回答

参加表明書及び企画提案書の作成について質疑がある場合は、次のとおり質疑を受け付ける。

（1）提出書類

質疑書（様式6）

（2）提出期限

令和7年7月10日（木）正午（必着）

（3）提出場所

「4 担当部署」のとおり。

（4）提出方法

電子メールによること。

（5）回答方法

令和7年7月11日（金）までの間に、受理した質疑に対して順次回答を行い、回答書（様式7）により市ホームページに掲載する。

9 企画提案の審査

（1）基本事項

- ① 審査は、市が設置する酒田市市有施設太陽光発電設備導入調査業務委託に係るプロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの審査を基に総合的に評価し、受託候補者及び次点者の特定を行う。
- ② 選定委員会は、非公開とする。
- ③ 最低基準点（60点）未満の場合は、受託候補者を特定しないものとする。

（2）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。実施日時場所については別途提案者に通知する。

① 実施方法

ア 1者ずつの個別呼出し方式とし、1者の持ち時間はプレゼンテーション20分、ヒアリング

10分の計30分とする。

イ 企画提案時における追加資料の配付は認めない。ただし、提出済の企画提案書と同一の図案や写真を使用したパワーポイント等による説明用資料の使用は可能とする。プロジェクター、スクリーンおよび接続用のHDMIケーブルは市が用意する。なお、説明にあたって必要となるパソコン、ポインター等の機材は提案者が用意すること。

ウ 出席者は、3人以内とする。

(3) 評価項目及び評価基準

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにより、次の評価項目について、評価基準に基づき評価を行う。

- ① 業務実績・体制
- ② 調査設計・評価方針の妥当性
- ③ 導入設計・実行計画の具体性
- ④ 成果品の整理および制度・補助金対応
- ⑤ 独自提案
- ⑥ プレゼンテーション・説明能力
- ⑦ 価格評価

◎企画提案書評価対象項目及び評価基準表

評価項目		評価の視点	配点
①業務実績・体制	同種・類似業務の実績	地方公共団体等での再エネ調査等の実績件数、内容	15
	実施体制・専門性	担当者の配置・役割分担の明確さ、専門的資格や経験	5
	スケジュール	業務完了までの工程	5
②調査設計・評価方針の妥当性	地域・環境特性の整理	災害、塩害、景観等の考慮、資料の網羅性	5
	設置可能性の評価手法	設置可否の条件・判定根拠の妥当性、整合性	5
	優先順位づけの明確さ	評価基準の妥当性、定量的な判断の有無	5
③導入設計・実行計画の具体性	日射量、設置容量・方法等の検討	各施設の条件に応じた合理的な推計・比較手法	5
	事業採算性の分析	方式別比較の妥当性、補助制度考慮の有無	5
	計画内容の明確さ	優先導入施設、年次スケジュールの明示と整合性	5

④成果品の整理 および制度・補助金対応	成果品等の整理	報告構成の整理度	5
	制度対応の的確さ	補助事業・計画への理解と実務対応の明確さ	5
⑤独自提案	独自提案の有効性	仕様書に記載のない有用な提案があり、有用性・実現性が高いものかどうか	10
⑥プレゼンテーション・説明能力	説明の構成と明瞭性	資料構成、説明の論理性、視覚的なわかりやすさ	5
	質疑応答の的確さ	回答内容の妥当性、根拠提示、柔軟な対応姿勢	5
⑦価格評価	提案価格の妥当性	提案内容と費用の整合性、積算根拠の有無	5
	最低価格との差による評価	価格評価点の算出方法 10点×（最低見積価格） ／（当該見積価格）（小数点以下切り捨て）	10
合 計			100

（４）受託候補者等の特定

選定委員会において、各委員が提案者毎に評価点数の合計で順位を付け、第１位の順位が最も多い者を受託候補者とし、次に多い者を次点者として特定する。

なお、複数の提案者において、第１位の順位獲得数が同数の場合は、全委員の評価点数を合計し順位を付け、最も評価点数の高い者を受託候補者とする。

（５）審査結果の通知

① 受託候補者を特定したときは、提案者全てに対し、審査結果通知書（様式12）により、次の事項を通知する。

ア 受託候補者及び次点者の名称

イ 評価結果

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

② 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（任意様式）により市長に対して説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和７年７月３１日（木）正午（必着）

イ 提出場所 「４ 担当部署」のとおり。

ウ 提出方法 持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前９時から午後５時及び最終日は正午まで）又は郵送（書留郵便）の場合は、７月３１日（木）正午までに必着すること。

③ 市長は、②の説明を求められたときは、令和７年８月１２日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(6) 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表する。

- ① 受託候補者及び次点者の名称
- ② 受託候補者の評価結果
- ③ 審査経過、審査結果及び委員名

1 0 契約に関する基本事項

- (1) 受託候補者と協議を行い、受託候補者の企画、提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、地方自治法234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合には、次点者を新たな受託候補者として交渉を行うものとする。
- (3) 契約手続き及び契約書は、酒田市契約規則（平成17年規則第58号）その他市の契約に関する規定に定めるところによる。
- (4) 受託候補者が契約締結の日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合、提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、又は契約締結に至らなかった場合は受託候補者としての特定を取り消し、次点者を新たな受託候補者として協議できるものとする。

契約締結後においても、市は催告を要せず契約を解除できるものとし、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、市は一切の損害を負担しない。

1 1 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募開始	令和7年6月2日（月）
参加表明書等の提出	令和7年6月30日（月）正午まで
参加資格確認通知	令和7年6月30日（月）まで
質疑書の提出	令和7年7月10日（木）正午まで
質疑書に対する回答	令和7年7月11日（金）まで
企画提案書の提出	令和7年7月14日（月）正午まで
辞退届の提出	令和7年7月14日（月）正午まで
プレゼンテーション ヒアリング	令和7年7月22日（火）予定
審査結果の通知	令和7年7月下旬

1 2 その他

(1) 辞退の取扱い

参加資格確認通知書において、参加資格があると認めた者のうち、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和7年7月14日（月）正午までに辞退届（様式8）を持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時及び最終日は正午まで）又は郵送（書留郵便）の

場合は、7月14日（月）正午までに必着すること。

（2）失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合又は受託候補者特定の日までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 提案書の提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合
- ④ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- ⑤ プレゼンテーション又はヒアリングに理由もなく欠席した場合
- ⑥ 特定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑦ 提案価格が、「3 提案上限額」を超過する場合

（3）留意事項等

- ① 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- ② 書類の作成や提出、プレゼンテーション、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- ③ 失格事項の②に該当する場合には、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- ④ やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した経費を市に請求することはできない。
- ⑤ 提出された書類は、返却しない。
- ⑥ 提出された書類は、提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- ⑦ 本業務について提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い選定の可否を決定する。